

3. 案件

(1) 長岡第五小学校放課後児童クラブ建設工事

意見・質問	回答等
<p>○入札方法について、予定価格が 295,300,000 円であり、一般競争入札を行っている。運用基準では、工事費 3 億円以上が一般競争入札と明記されているが、3 億円未満で一般競争入札とした理由はあるのか。</p> <p>○落札価格について、落札価格が調査基準価格と同じ金額となっているが、何が要因として考えられるのか。</p> <p>(委員長まとめ) 入札に関する手続き及び、契約に至った経緯など、特に問題となるものは無いと結論付けます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公募時に公表している予定価格は税抜価格であり、運用基準の工事費は税込価格です。よって予定価格に税金分を加えると 3 億円以上となります。 ・一般競争入札においては、ダンピング対策として、最低制限価格制度と低入札価格調査制度を導入しています。その低入札価格調査の中で調査基準価格を定めており、予定価格の最高で 90% まで設定できます。調査基準価格を下回った場合、入札者に対して調査を行っています。この旨は入札公告にも記載しており、参加業者はこれを踏まえ入札金額を設定しているものと思われます。

(2) 勝竜寺城公園エレベーター改修工事

意見・質問	回答等
<p>○業者選定委員会を 2 回行った理由は何か。</p> <p>○入札参加申込業者が、参加可能業者数 62 社に対して 1 社であるが、何が要因として考えられるのか。</p> <p>(委員長まとめ) 入札参加申込業者は 1 社でしたが、これは入札時期によるものであり、入札の競争性については問題無いと思われます。 よって、入札に関する手続き及び契約に至った経緯など、特に問題となるものは無いと結論付けます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 1 回目の業者選定委員会後に、工事積算において実勢価格を調査した結果、業者選定委員会で審議した価格よりも工事費が安くなった為、工事費区分が変わり公募条件が変わることから起工後に再度、業者選定委員会を行っています。 • 入札時期が 11 月と遅い為、他の民間工事との兼ね合いで技術者が不足しているものと考えられます。

(3) 北受水池築造第 2 期工事

意見・質問	回答等
<p>○入札参加資格について、過去の工事実績は要件となっているのか。</p> <p>○本案件は「水道管工事」には該当しないのか。</p> <p>○入札参加資格について、過去の実績を求める場合は、その判断はどこが決めるのか。</p> <p>○入札参加申込者が少なく、落札率が高いようであるが、何が要因として考えられるのか。</p> <p>(委員長のまとめ) 入札に関する手続き及び、契約に至った経緯など、特に問題となるものは無いと結論付けます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本案件は、入札参加業者の選定基準としては「その他工事」に該当します。今回の P C 受水池築造工事は、全国的に見ても施工事例が少なく、要件を厳しくすると入札参加業者が集まらなくなる可能性がある為、今回の様な要件としています。 ・水道施設工事については、「水道管工事」では無く、「水道施設工事」として運用しています。 ・業者選定委員会にて審議します。 ・本工事は材料費が高額であり、これが要因の一つであると考えられます。

(4) 市道第 0 2 0 6 号線歩道整備工事

意見・質問	回答等
<p data-bbox="204 353 571 392">○委員からの意見、質問無し</p> <p data-bbox="204 1792 778 1944">(委員長のまとめ) 入札に関する手続き及び、契約に至った経緯など、特に問題となるものは無いと結論付けます。</p>	

(5) 高架下緑地空間回廊整備工事その1

意見・質問	回答等
<p>○入札結果について、入札金額がどの業者も近い金額であるが、何が要因として考えられるのか。</p> <p>○入札参加資格において、「造園」を最希望とする業者は少ないのか。</p> <p>○市内業者の中で規模の大きな造園業者はいるのか。規模の大きな造園工事を発注する場合はどうなるのか。</p> <p>(委員長まとめ) 入札に関する手続き及び、契約に至った経緯など、特に問題となるものは無いと結論付けます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事の内容は、芝張やサクラの植栽など一般的な工種がほとんどである為、どの業者も積算結果がほぼ同じになったと考えられます。 ・市内業者は9社のみです。 ・規模が大きい場合は、造成工事などは土木工事(土木一式)で行い、仕上げの芝張などは造園工事で行います。

(6) 長岡第四中学校体育館トイレ等改修工事

意見・質問	回答等
<p>○「簡易公募型指名競争入札」の応募が 1 社の為、入札取り止めとあるが、その理由は何か。 案件(2)勝竜寺城公園エレベーター改修工事では、応募 1 社でも落札となっていたが、この違いは何か。</p> <p>○入札を中止する理由は何か。</p> <p>○入札方式を「指名競争入札」に変更したとあるが、根拠法令は地方自治法施行令第 167 条のどの部分に該当するのか。</p> <p>○本案件については、条文のどの部分に該当するのか。</p> <p>(委員長まとめ) 入札に関する手続き及び、契約に至った経緯など、特に問題となるものは無いと結論付けます。 ただし、意見としまして、指名競争入札の取り扱いに関しては十分注意して行うよう、留意願います。</p>	<p>・入札参加者が 1 社になった場合、「指名競争入札」においては入札を中止し、「一般競争入札」においては入札を執行します。 本案件は前者、勝竜寺城公園エレベーター改修工事は後者にあたります。</p> <p>・指名競争入札において、参加可能業者を市内業者に限定しており、競争性が低い為です。</p> <p>・第 167 条第 1 項第 1 号の「工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき」に該当します。</p> <p>・本案件が一般競争入札に適さない理由として次の 2 点が挙げられます。 ① 工事発注の目的が、市内業者の育成と受注機会の確保である為。 ② 2 回目の入札を一般競争入札に変更すると入札手続き等に時間を要し、工事の完成が工期内に間に合わない可能性がある為。 以上の理由から、指名競争入札を採用しています。</p>

(7) 市道第 4 0 7 9 号線マンホール鉄蓋修繕

意見・質問	回答等
<p>○本体工事として一緒に工事できなかったのか。その理由は何か。</p> <p>○管轄が異なるのは分かりました。しかし、マンホールの工事が突発的では無く計画的に行われるものならば、特命随意契約よりも競争入札を行い、競争性を高く保つ方が市民への理解が得られるのではないのか。</p> <p>(委員長まとめ) 入札に関する手続き及び、契約に至った経緯など、特に問題となるものは無いと結論付けます。 ただし、意見としまして、工事計画を綿密に組む事で、随意契約を回避し、競争性や透明性の確保に留意願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 道路工事(本体工事)については、道路法に基づく道路管理者、下水道工事については下水道法に基づく管理者が定められています。会計についても、道路工事は市全体の一般会計、下水道工事は公営企業化しているため別会計となっています。発注について、相互に調整してできなくもないのですが、そもそも事業体は異なります。下水道施設であるマンホールは占用物件である為、道路を借りて工事を行う事となっています。 • 事業体が異なる中で綿密に計画の擦り合わせを行い、極力、随意契約を行わない様にしていく必要はあります。マンホール修繕については、古いものから順次、計画的に行っています。今回については、本体工事とマンホール修繕のスケジュールが重なり同時施工が可能であった為、別発注を行うよりも費用面で優れているという理由でこの様な発注を行っています。